

神戸市立学校施設開放事業要綱

平成 27 年 3 月 6 日教育長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、神戸市立学校施設目的外使用規則（昭和 42 年 10 月教育委員会規則第 10 号）に基づき、神戸市立学校施設開放事業（以下、「開放事業」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 開放事業は、社会教育事業の一環として、神戸市立学校の施設を、学校教育活動に支障のない範囲において開放することにより、市民の健康増進並びに文化及び教養の向上を図り、学校施設を地域主体の生涯学習の拠点とすることを目的とする。

(開放事業)

第 3 条 開放事業は、次の形態とする。

- (1) 休日・夜間の運動場開放
- (2) 休日・夜間の体育館開放
- (3) 教室開放
- (4) 市民図書室
- (5) 地域貢献事業
- (6) 放課後子ども教室（のびのびひろば）事業

2 前項の形態における開放事業の期間、曜日及び時間は別表第 1 に定めるとおりとする。ただし、放課後子ども教室事業の運営については所管局において別途定める。

3 開放事業を実施する学校（以下、「開放校」という。）及び開放形態については、教育長の承認を得なければならない。

(学校施設開放運営委員会)

第 4 条 開放事業を行うにあたっては、地域の団体の代表等で構成する学校施設開放運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を組織しなければならない。運営委員会は、第 2 条の目的の実現を図るために、文化活動、スポーツ活動及び地域貢献事業等の開放事業の運営を行うこととする。

2 運営委員会には、開放校の校長を顧問として置く。

3 運営委員会には、開放施設の管理、開放事業に関する連絡調整等の業務のため、満 20 歳以上 70 歳未満の開放管理者及び市民図書室管理者を置くことができる。ただし、会長は開放管理者及び市民図書室管理者を兼ねることができない。また、開放管理者及び市民図書室管理者は会計を兼ねることができない。

4 運営委員会は、運動場の自由開放（遊び場の確保のため、第 9 条第 2 項の規定に関わらず、運動場を個人で利用させることをいう。）を実施する場合、開放施設の管理及び利用者に対する安全指導等の業務のため、満 20 歳以上 70 歳未満の「開放指導員」を置かなければならない。

(使用許可の申請)

第 5 条 使用許可を受けようとする運営委員会は、当該年度の事業開始日までに、市長あてに申請手続を行わなければならない。この場合において、補助を受けようとするものは、補助金算定表を添付すること。

(活動補助)

第 6 条 前条に規定する申請を行った運営委員会のうち、補助を希望するものに対しては、申請に基づき、別表第 2 に定める単価表により補助金を交付する。

2 市民図書室について、前項の単価表の適用が難しいと市長が特に認める場合は、個別の単価を設定することができる。

(交付の決定)

第 7 条 市長は、前条の申請に基づき内容を審査の上、その結果を通知する。

(補助金の精算)

第 8 条 補助を受けた運営委員会は、当該年度の事業終了後速やかに精算し、市長に報告しなければならない。

(開放利用者)

第 9 条 開放事業を利用できる者は、原則として市内に在住、在勤又は在学する者とする。ただし、地域の実情に鑑み、運営委員会が合理的な理由があると認める場合は、この限りではない。

2 開放事業は、団体で利用することを原則とする。ただし、市民図書室及び地域貢献事業を除く。

3 利用団体は、あらかじめ運営委員会に登録しなければならない。

(利用の禁止)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用を禁止する。

(1) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者の支持又は反対その他の政治的活動のための利用と認められるとき

(2) 特定の宗教の支持、勧誘又は反対、その他の宗教的活動のための利用と認められるとき

(3) 営利を目的とした利用と認められるとき

(4) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき

(5) その他学校教育や施設の管理・運営上支障があると認められるとき

(事故の責任)

第11条 開放事業中に発生した事故については、施設又は設備の不備に基づくものを除き、すべて利用者の責任とする。

(利用者の賠償責任)

第12条 利用者は、開放事業中に施設又は設備を破損若しくは滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(施行細目の委任)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が決定する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年3月6日から施行する。ただし、平成27年度以降の会計年度より適用する。

(要綱等の廃止)

2 神戸市立学校施設開放事業要綱（平成14年9月30日教育長決定）、学校施設開放事業にかかる指導員に関する要領（平成14年9月30日教育長決定）、学校施設開放事業にかかる管理者に関する要領（平成17年3月31日教育長決定）、神戸市立〇〇学校施設開放運営委員会設置要項準則（平成14年9月30日教育長決定）は、廃止する。

3 神戸市立学校施設開放事業補助金の交付については、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月2日神戸市規則第38号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。ただし、平成29年度以降の会計年度より適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年6月9日から施行する。ただし、施行期日に関わらず、29年度の補助金申請については、この要綱を適用するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1(形態別開放事業の期間、曜日及び時間の一覧表)

形態	期間	曜日等	時間
休日運動場	通年	土曜日・日曜日・祝日	9:00から17:00
夜間運動場	4月1日から10月31日	月曜日から土曜日のうち3日 (祝日を除く。振替不可)	18:30から20:30
休日体育館	通年	土曜日・日曜日・祝日	9:00から17:00
夜間体育館	通年	曜日の制限はなし	18:30から20:30
教室	通年	月曜日から金曜日のうち2日と土曜日・日曜日 概ね月間8日	開校日 放課後から20:30 開校日以外 9:00から20:30
市民図書室	通年	年間300時間以上	平日 放課後から17:00 土曜日・日曜・祝日 9:00から17:00 年間開室時間の範囲内で設定

※学校行事のほか、年末年始・夏季等、学校施設全体の利用状況に応じて開放事業を変更・中止することがある。

※市民図書室の開室日については、より多くの市民が利用できるよう、平日だけでなく土曜日・日曜日・祝日にも開室することが望ましい。

※地域貢献事業については、学校教育に支障のない範囲で実施するものとし、期間・曜日・時間を特に定めない。

別表第2(開放形態別補助金単価表)

(単位:円)

補助金項目			金額
小学校 運営費(年額)			50,000
中学校・高等学校・その他 運営費(年額)	基本額(最初の1形態)	休日運動場、 夜間運動場、 休日体育館、 夜間体育館、 教室	60,000
	加算額(2形態目～)		各 20,000
運営費加算(年額)	夜間体育館開放 実施日数	週1～3日	12,000
		週4日	24,000
		週5日	36,000
自由開放(運動場) 運営費(年額)			5,000
地域貢献事業(年額)			50,000
開放管理者 報酬(月額)			12,000
自由開放指導員 報酬(時給)	休日(1人配置)		500
	夜間(2人配置)		750
市民図書室 運営費(年額)	貸出者数 (前々年度下半期+ 前年度上半期実績)	～499人	24,000
		500人～1,499人	30,000
		1,500人～	36,000
市民図書室 図書購入費(年額)	貸出者数 (前々年度下半期+ 前年度上半期実績)	～499人	100,000
		500人～1,499人	120,000
		1,500人～	150,000
	新設する場合(新設後、5年以内)		360,000
市民図書室管理者 報酬(年額)	年間開室時間数	300～399.5時間	186,000
		400～549.5時間	261,000
		550～699.5時間	336,000
		700時間～	411,000